

山谷えり子国家公安委員長と在特会幹部などとの関係に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年九月二十九日

有田芳生

参議院議長山崎正昭殿

山谷えり子国家公安委員長と在特会幹部などとの関係に関する質問主意書

山谷えり子国家公安委員長が、在日韓国・朝鮮人などの排斥を目的としてヘイオスピーチ（差別煽動表現）を繰り返し、レイシスト団体と言わわれている在日特権を許さない市民の会（以下「在特会」とする）幹部たちと平成二十一年二月二十二日に島根県松江市の講演会場で写真に納まっていたことが問題とされ、海外メディアをふくめて週刊誌、新聞、テレビなどで報じられていることを踏まえ、以下質問します。

一 この写真をホームページで公開した在特会関西支部長（当時）は平成二十一年と平成二十二年に合計三回逮捕されたといいます。さらに写真に納まっている山谷国家公安委員長をのぞく七人のうち、在特会関西支部長（当時）以外にも三人が逮捕され、そのうちの一人はいまなお収監中だといわれています。政府はこうした情報について事実確認をしていますか。

二 前記一の情報が事実なら、四人の逮捕日時、逮捕容疑、起訴の有無、裁判の結果はいかなるものですか。政府が把握していることを具体的にお示し下さい。

三 世耕弘成官房副長官は、九月十八日の記者会見で、「（写真は）竹島の日の講演会の場で撮られたものであり、在特会の関係者とは承知していなかつたと報告を受けた。何ら問題はない」（朝日新聞、九月十

九日付)と語っています。ならば在特会メンバーだと知っていたなら問題だつたということですか、政府の見解をお示し下さい。

四 政府は、山谷国家公安委員長がいつしょに写真に納まつた七人のうち四人が逮捕されていたことが事実なら、いまでも、「何ら問題はない」と認識していますか。

右質問する。